

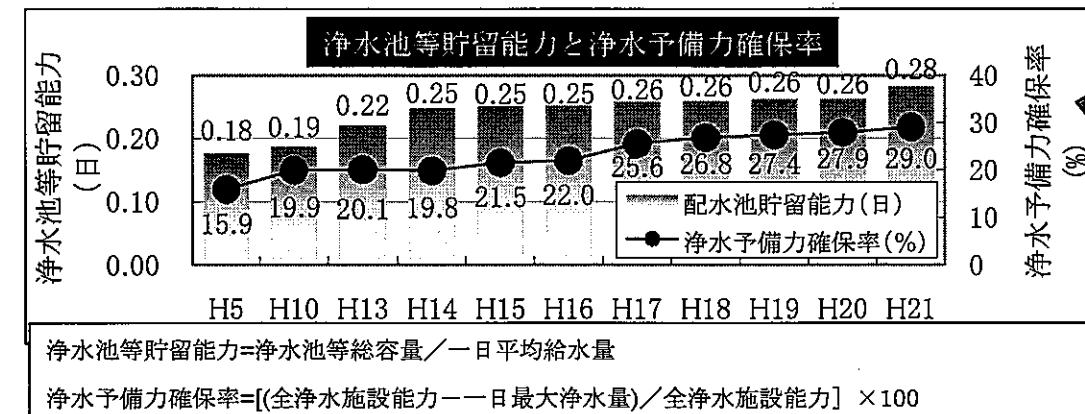
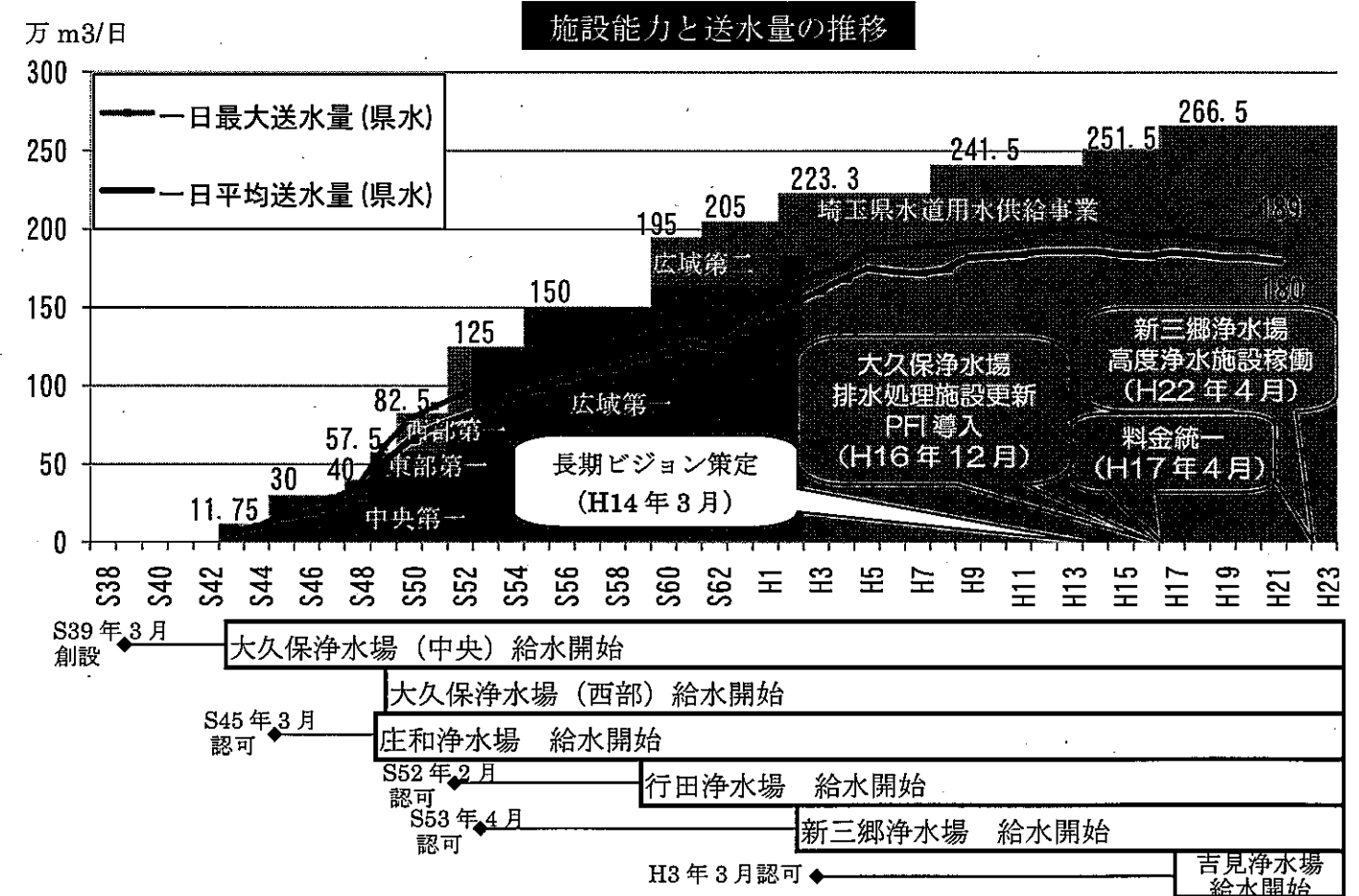
【長期ビジョンの策定の趣旨】

- 県営水道は、水需要の増加への対応と地盤沈下の防止のため、昭和39年に創設。
- 創設後30年以上経過し、利用者ニーズの多様化や、水道法改正、地方分権、環境保護など事業を取り巻く環境が大きく変化。
- 水道利用者に、将来にわたってより安全で良質な水道水を供給し、かつ県民ニーズに応えるために、県営水道が進む道標として策定。

計画期間：25年間

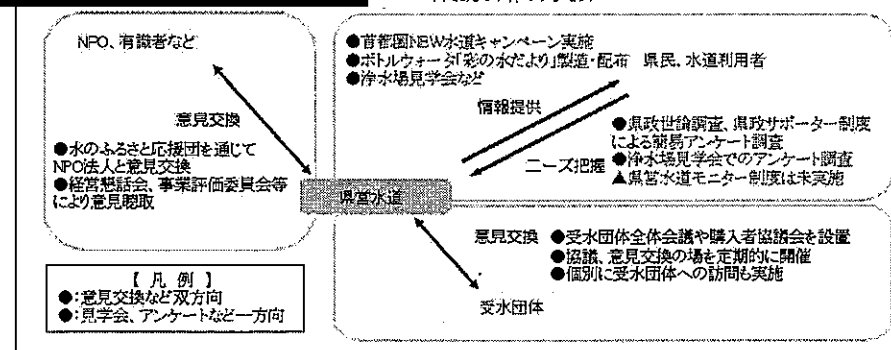
【長期ビジョンにおける基本施策】

基本施策(大柱) 【6本】	施策(中柱) 【19本】	※施策の展開(小柱):【49本】 長期ビジョン策定から これまでの主な取り組み
1 安定供給の確保・維持	(1) 水源及び施設能力の確保 (2) 計画的な施設の改良・更新 (3) 柔軟な供給形態への移行	・吉見浄水場(一期)完成 ・大久保浄水場沈砂池(一期)完成 ・日変動給水の試行実施(2団体)
2 事故・災害に強い水道	(1) 事故発生時の供給能力の確保 (2) 災害時における応急・応援体制の整備 (3) 危機管理体制の強化整備	・朝霞連絡管完成 ・水安全計画策定 ・吉見浄水場(一期)完成(再掲)
3 安全で良質な水の供給	(1) 水道水源の水質保全 (2) 原水水質変化に対応できる浄水処理体制の構築 (3) 送水過程での水質変化への対応推進 (4) 水質管理体制の充実、浄水水質情報の開示	・水源水質保全の重要性に関する啓発活動 ・新三郷浄水場高度浄水施設の稼働 ・中継ポンプ所に追塩設備を設置 ・HP等による最新水質データの提供
4 開かれた水道	(1) 情報提供の仕組みの整備 (2) 受水団体・水道利用者との対話の場の整備	・県政世論調査、県政サポーター制度によるアンケート ・個別受水団体訪問
5 事業を通じての社会貢献	(1) 環境負荷の低減 (2) 国内外への技術協力、情報発信	・環境会計の導入 ・浄水発生土の有効利用
6 健全経営の維持	(1) 長期的な財政計画に基づく経営の長期安定化 (2) 経営効率化の推進 (3) 健全経営を支える組織体制づくり (4) 受水団体と連携した水道施設整備の合理的投資 (5) 適正な料金設定・料金格差の是正	・今後10年間の収支見通し作成 ・吉見浄水場の運転管理業務民間委託 ・大久保浄水場排水処理施設更新時にPFIの導入 ・企業局人材開発計画に基づく体系的な研修の実施 ・料金統一



平成17年度に吉見浄水場(一期)が完成し、浄水予備力や浄水池等貯留能力を確保

受水団体・水道利用者との対話の場、情報提供の仕組み





埼玉県営水道長期ビジョンの施策に係る取組状況(1)

目標 (大柱)	施策 (中柱)	施策の展開 (小柱)	これまでの取組	(参考となる指標等)	H15	H21	進行 状況	環境の変化等	課題・問題点
1 安定供給の確保・維持	(1) 水源及び 施設能力の確保	ア 未完成の水源開発施設の建設促進を、国等の実施機関に引き続き要望していく	●国の施策に対する提案・要望活動を通して、水資源開発施設の建設促進を要望	★安定水利権の割合(%)	54 ※H13	70 ※H22	A	●水需要の減少 ●ダム検証	●不安定な暫定水利権に依存している
		イ 原水貯留施設や原水連絡管の整備を進める		★系統間の原水融通率(%)【PI:2206】	0%	0%	D		●原水貯留施設等の整備について検討未実施 ●水運用機能の充実が不十分
		ウ 水源地域と受益地域の相互理解を図るため、引き続き、上下流交流事業へ協賛するとともに、関係機関と有効な方策を検討していく	●水のふるさと応援団、水源わくわくセミナー及び水のふるさと交流会を開催				A		
		エ 水源かん養林の保護育成などの水源保全事業の促進について、県営水道の取り組むべき役割を検討していく	●水のふるさと応援団に参加し、水源施設の清掃活動を実施				B		●水源かん養林の保護育成について検討未実施
		オ 水需要の動向を勘案しつつ、吉見浄水場などの整備を行っていく	●吉見浄水場(一期)が完成(H17年度)	★施設能力(m3/日) ★浄水予備力確保率(%)【PI:2003】 ★施設利用率(%)【PI:3019】 ★施設最大稼働率(%)【PI:3020】 ★固定資産回転率(%)【PI:3026】 ★固定資産使用効率(m3/10,000円)【PI:3027】	2,515,000 21.5 73.1 78.5 0.07 16.7	2,665,000 29.0 67.5 71.0 0.06 14.6	A		●吉見浄水場の二期工事、予備能力の確保量の取り扱い
	(2) 計画的な施設の 改良・更新	ア 緊急性の高い大久保浄水場の取水障害を早急に解決する	●大久保浄水場沈砂池(一期)関連施設が完成(H19年度)、砂の流入が減少	★浄水発生土量(統計)				B	
		イ 長期施設改良・更新計画を策定する	●H27年度までの第5次業務設備整備計画や管路更新計画を策定し、施設の状況等を確認した上で更新工事を実施	★経年化設備率(%)【PI:2102】 ★経年化浄水施設率【PI:2101】 ★経年化管路率【PI:2103】 ★管路の更新率【PI:2104】	71.4 0 0 0	63.3 0 4.8 0	A		●大久保浄水場の沈砂池(二期)及び取水口改築が未実施
		ウ 原水貯留施設や原水連絡管の整備を進める(再掲)とともに、送水幹線を整備し水運用機能の充実を図る	●吉見浄水場の整備に伴う幹線を整備	★バックアップ可能水量(統計) ★系統間の原水融通率(%)【PI:2206】	- 0	0	C	●アセットマネジメントの推進 ●施設の老朽化 ●水需要の減少	●原水貯留施設等の整備について検討未実施 ●水運用機能の充実が不十分 ●水需要の伸び悩みから幸手幹線の整備を先送り
		エ 浄水場施設の更新時を捉えて予備的機能を確保し、浄水場間のバックアップ機能を充実していく	●吉見浄水場(一期)の完成(H17年度)、予備的機能を確保	★施設能力(m3/日) ★バックアップ可能水量(統計) ★浄水予備力確保率(%)【PI:2003】 ★施設利用率(%)【PI:3019】 ★施設最大稼働率(%)【PI:3020】 ★固定資産回転率(%)【PI:3026】 ★固定資産使用効率(m3/10,000円)【PI:3027】	2,515,000 - 21.5 73.1 78.5 0.07 16.7	2,665,000 29.0 67.5 71.0 0.06 14.6	B		
	(3) 柔軟な 供給形態への移行	ア 段階的な変動供給への移行 第1段階：月ごとの承認水量の制限を緩和する 第2段階：供給施設の改良や水運用管理システムの構築など、日変動供給体制を整備するとともに、供給と受水に関するルール作りを行い、変動供給へ移行していく	●2つの受水団体において、日変動給水を実施(H20年度)	★負荷率(%)【PI:3021】 ★施設最大稼働率(%)【PI:3020】	93.2 78.5	95.1 71.0	A		

※進行状況(A:施策に取り組み一定の成果あり B:施策を一部修正して取り組み一定の成果あり C:施策に取り組みも期待された成果なし D:施策に取り組んでいない)

埼玉県営水道長期ビジョンの施策に係る取組状況(2)

目標 (大柱)	施策 (中柱)	施策の展開 (小柱)	これまでの取組	(参考となる指標等)	H15	H21	進行 状況	環境の変化等	課題・問題点
2 事故・災害に強い水道	(1) 事故発生時の 供給能力の確保	ア 浄水場や中継ポンプ所などに、計画1日最大給水量の8時間分に相当する浄水備蓄施設を整備する	●H15年度に県営水道の備蓄容量の考え方を見直し、受水団体との備蓄容量とセットで考えることとし、非常時における備蓄水量を確保	★浄水池等容量(m3) ★配水池貯留能力(日)【PI:2004】 ★災害時用確保可能水量(統計)	— 0.25	508,000 ※H22 0.28	B	●耐震化の推進 ●東日本大震災	●水需要の伸び悩みから幸手幹線の整備を先送り ●吉見浄水場の二期工事、予備能力の確保量の取り扱い
		イ 原水貯留施設や原水連絡管の整備を進めるとともに、送水幹線を整備し水運用機能の充実を図る(再掲)	●吉見浄水場の整備に伴う幹線を整備	★施設能力(m3/日) ★バックアップ可能水量(統計) ★浄水予備力確保率(%)【PI:2003】	2,515,000 — 21.5	2,665,000 — 29.0	D		
		ウ 浄水場施設の更新時を捉えて予備的機能を確認し、浄水場間のバックアップ機能を充実していく(再掲)	●吉見浄水場(一期)の完成(H17年度)、予備的機能を確認	★施設能力(m3/日) ★バックアップ可能水量(統計) ★浄水予備力確保率(%)【PI:2003】	2,515,000 — 21.5	2,665,000 — 29.0	B		
	(2) 災害時における 応急・応援体制の 整備	ア 1週間以内を目途に復旧できるように、施設の耐震化を図る	●第一次耐震化対策により、人命に関わる施設、重大な二次災害を起こす施設、災害時の応急給水施設等の耐震化を進めている	★浄水施設耐震率(%)【PI:2207】 ★ポンプ所耐震施設率(%)【PI:2208】 ★配水池耐震施設率(%)【PI:2209】 ★管路の耐震化率(%)【PI:2210】	0 0 0 36.1	0 0 5.9 37.7	A	●耐震化の推進 ●東日本大震災	●水道施設の技術的基準を定める省令に規定されている水道施設が備えるべき耐震性能に適合していない ●水道広域化への対応 ●広域災害への対応 ●水質基準(塩素酸)への対応
		イ 浄水場や中継ポンプ所などに、計画1日最大給水量の8時間分に相当する浄水備蓄施設を整備する(再掲)	●H15年度に県営水道の備蓄容量の考え方を見直し、受水団体との備蓄容量とセットで考えることとし、非常時における備蓄水量を確保	★浄水池等容量(m3) ★配水池貯留能力(日)【PI:2004】 ★災害時用確保可能水量(統計)	— 0.25	508,000 ※H22 0.28	B		
		ウ 他県の水道事業者と災害時における相互応援協定を締結する他、水道事業者間において、災害用資機材の共同備蓄を進める	●東京都水道局との水の相互融通を可能にする「朝霞連絡管」が完成(H17年度)し、災害を想定した実地訓練を毎年実施 ●受水団体と共同で臨時給水栓の設置訓練等を実施	★給水車保有度(台/1,000人)【PI:2213】 ★可搬ポリタンク・ポリバック保有度(個/1,000人)【PI:2214】 ★車載用の給水タンク保有度(m3/1,000人)【PI:2215】	0.0001 0.5 0.007	0.0001 1.2 0.013	A		
		エ 緊急時の水配分の基準作りを進める	●災害等により水運用に支障があると判断される場合のマニュアルを策定				A		
		オ 液体塩素から取り扱いの容易な次亜塩素酸ナトリウムによる消毒施設への転換を進める	●吉見浄水場及び新三郷浄水場に、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒施設を導入				A		
	(3) 危機管理体制の 強化整備	ア 総合管理センターを中心とした危機発生時の行動計画を策定する	●危機が発生した場合に、リスクレベルに応じた標準対応マニュアルに基づく行動を実施することができるよう水安全計画を策定	★危機管理マニュアル策定数(統計) ★防災訓練の実施頻度(統計) ★事故時配水量(統計) ★断水時間(統計)	— — — —		B	●耐震化の推進 ●東日本大震災	●総合管理センターに関する検討未実施 ●危機管理シミュレーションシステムに関する検討未実施
		イ 総合管理センター内に、受水団体との相互情報交換も視野に入れた情報ネットワークを構築する	●インターネットを介して、受水団体への情報提供が可能な水道情報通信ネットワークを構築するための検討を実施中				B		
		ウ 地理情報システムを活用した、危機管理のためのシミュレーションシステムを整備する	●河川の流達時間をシミュレーションする「河川流達時間計算ソフト」や、各浄水場において管路マッピングシステムを整備				B		

※進行状況(A: 施策に取り組み一定の成果あり B: 施策を一部修正して取り組み一定の成果あり C: 施策に取り組みも期待された成果なし D: 施策に取り組んでいない)

埼玉県営水道長期ビジョンの施策に係る取組状況(3)

目標 (大柱)	施策 (中柱)	施策の展開 (小柱)	これまでの取組	(参考となる指標等)	H15	H21	進行 状況	環境の変化等	課題・問題点
3 安全で良質な水の供給	(1) 水道水源の水質保全	ア 農薬の適正使用、工場排水の規制強化、下水道の普及促進、各種排水の位置と水道の取水位置の適正化などを、国等の関係機関にはたらきかける	●国や排出事業者等に対し、水源水質の保全にかかる要望活動を実施				A	●水質基準の強化	●水道水源の位置、水源水質の情報、水源保全の必要性など、水源に関する情報が不十分
		イ 「川を汚さない上手な水の使い方・捨て方」や「原水が汚いことにより県営水道が苦勞していること」などの情報を、インターネットなどを通じて広く発信する	●小学生を対象とする見学会や広く県民を対象とする出前講座などで、水源水質保全の重要性について啓発活動を実施				A		
		ウ 流域の他水道事業者との連携も視野に入れた水源水質監視システムを構築する	●連絡協議会を活用した水質事故時の情報伝達や、他県の水道事業者と連携した水源監視体制を構築	★原水水質監視度(項目)【PI:1101】	101	165	B		
	(2) 原水水質変化に対応できる浄水処理体制の構築	ア 原水の水質状況に応じて、将来に渡って水質基準に適合した安全な水道水の供給を維持するために、必要に応じて浄水方法を変更する	●新三郷浄水場において高度浄水施設が稼働(H22年度)	★県政世論調査(水道に対する満足度)	-	水質に不満 30%	A	●利用者二 ズの多様化	●水道の水質に対して30%の人が不満 ●原水の水質状況に応じた浄水方法の変更要求(受水団体アンケート)
		イ 流域の他水道事業者との連携も視野に入れた水源水質監視システムを構築する(再掲)	●連絡協議会を活用した水質事故時の情報伝達や、他県の水道事業者と連携した水源監視体制を構築	★水質基準不適合率(%)【PI:1104】 ★カビ臭から見たおいしい水達成率(%)【PI:1105】 ★塩素臭から見たおいしい水達成率(%)【PI:1106】 ★総トリハロメタン濃度水質基準比(%)【PI:1107】 ★有機物(TOC)濃度水質基準比(%)【PI:1108】 ★農薬濃度水質管理目標比(%)【PI:1109】 ★重金属濃度水質基準比(%)【PI:1110】 ★無機物質濃度水質基準比(%)【PI:1111】 ★有機物質濃度水質基準比(%)【PI:1112】 ★有機塩素化合物濃度水質基準比(%)【PI:1113】 ★消毒副生成物濃度水質基準比(%)【PI:1114】 ★活性炭投入率(%)【PI:1116】	0 100 0 34 - 0 0 15 15 0	0 65 0 44 50 0.073 0 14 5 0	8.25 26.8		
	(3) 送水過程での水質変化への対応推進	ア 給水栓の消毒副生成物の動向をモニタリングし、浄水処理の管理に反映させる	●給水栓における水質検査を実施するとともに、調査結果に基づき送水トリハロメタン類や残留塩素の水質管理目標値を設定	★残留塩素濃度 ★総トリハロメタン濃度水質基準比(%)【PI:1107】 ★消毒副生成物濃度水質基準比(%)【PI:1114】 ★活性炭投入率(%)【PI:1116】	34 8.25 26.8	44 10.5 11.0	A	●水質基準の強化	●水源から給水栓まで統合的な水質管理が不十分 ●残留塩素濃度平準化の要求(受水団体アンケート) ●水道の水質に対して30%の人が不満 ●原水の水質状況に応じた浄水方法の変更要求(受水団体アンケート) ●水源から給水栓まで統合的な水質管理が不十分
		イ 中継ポンプ所などに、適宜、追加塩素注入設備を設置し、浄水場の塩素注入量を削減し、残留塩素濃度の平準化及び消毒副生成物の抑制を図る	●江南中継ポンプ所(H14年度)及び高倉中継ポンプ所(H15年度)に追加塩素設備を設置	★残留塩素濃度 ★総トリハロメタン濃度水質基準比(%)【PI:1107】 ★消毒副生成物濃度水質基準比(%)【PI:1114】	34 8.25	44 10.5	A		
		ウ 消毒副生成物の前駆物質などの低減化を行い、送水過程での水質変化の抑制を図る	●原水の水質状況に応じた粉末活性炭の注入等により、蛇口でのトリハロメタンを水質基準の70%以下に抑制	★残留塩素濃度 ★総トリハロメタン濃度水質基準比(%)【PI:1107】 ★消毒副生成物濃度水質基準比(%)【PI:1114】	34 8.25	44 10.5	A		
	(4) 水質管理体制の充実、浄水水質情報の開示	ア 受水団体との役割分担を踏まえた「水質検査計画」を作成する	●原水の水質検査について役割が明文化された水質検査計画(生活衛生課)に基づき、毎年度水質検査計画を作成	★県政世論調査(水道に対する満足度)	-	水質に不満 30%	B	●水道の水質に対して30%の人が不満 ●残留塩素濃度平準化の要求(受水団体アンケート) ●水源から給水栓まで統合的な水質管理が不十分 ●水道水の安全性など水質に関することへの広報要求 ●水道水源の位置、水源水質の情報、水源保全の必要性など、水源に関する情報が不十分	
		イ 県営水道内部を始め受水団体との相互情報交換も視野に入れた水質管理情報ネットワークを段階的に構築する	●テレメータや自動水質監視装置を利用して残塩データ等の水質情報を収集	★県政世論調査(広報してほしいこと)	-	水質に関する こと 51%	A		
		ウ ホームページ等を活用した水質情報の提供を行う	●ホームページを利用し、最新の水質データを県民に提供できる環境を整備。水質年報を県立図書館や県政情報センターに配置						

※進行状況(A:施策に取り組み一定の成果あり B:施策を一部修正して取り組み一定の成果あり C:施策に取り組みも期待された成果なし D:施策に取り組んでいない)

埼玉県営水道長期ビジョンの施策に係る取組状況（4、5）

目標 (大柱)	施策 (中柱)	施策の展開 (小柱)	これまでの取組	(参考となる指標等)	H15	H21	進行 状況	環境の変化等	課題・問題点
4 開かれた水道	(1) 情報提供の 仕組みの整備	ア 情報技術(IT)により、ホームページの充実や県民コメント制度などの活用を推進する	●県民がより見やすくわかりやすいホームページの構築 ●首都圏NEW水道水キャンペーンの実施(H22年度)	★アクセス数 ★水道事業に係る情報の提供度(部/件)【PI:3201】	—	約16,000	A	●利用者ニーズの多様化	●タイムリーな情報提供
		イ 受水団体との情報の共有化やデータの交換を行うよう、水質管理情報を含む情報ネットワークを構築する	●インターネットを介して、受水団体への情報提供が可能な水道情報通信ネットワークを構築するための検討を実施				A		
	(2) 受水団体・水道利用者との対話の場の整備	ア 県営水道モニター制度を設置する	●県政世論調査(H21年度)、県政サポーター制度(H22年度)を活用し簡易アンケートを実施	★モニター割合(人/1,000人)【PI:3202】	0	0	B	●利用者ニーズの多様化	
		イ 県営水道と受水団体の調整の場を設ける	●受水団体全体会議、購入者協議会を設置し、水道事業の諸問題に関する協議・意見交換を定期的実施 ●個別受水団体訪問を実施				A		
ウ ホームページを使うとともに、ボランティア活動や懇談会など様々な場を通じて意見聴取や意見交換などを行う	●水のふるさと応援団を通じて、NPO法人と水道水源の保全に関して意見交換を行うとともに、浄水場見学会でのアンケート調査や、経営懇談会、事業評価委員会等により、有識者や利用者から意見聴取を実施	★アンケート情報収集割合(人/1,000人)【PI:3203】	0	0	A	●県民と直接的に対話する場がない			
エ 水道の安全性などの正しい知識を理解してもらうために、学校教育に浄水場の場を提供するほか浄水場見学会などを開催する	●全浄水場で小学校などの見学を受け入れるとともに、親と子の浄水場見学会や新三郷浄水場高度浄水施設見学会を開催	★水道施設見学者割合(人/1,000人)【PI:3204】	3.67	3.94	A				

※進行状況 (A: 施策に取り組み一定の成果あり B: 施策を一部修正して取り組み一定の成果あり C: 施策に取り組みも期待された成果なし D: 施策に取り組んでいない)

埼玉県営水道長期ビジョンの施策に係る取組状況（5）

目標 (大柱)	施策 (中柱)	施策の展開 (小柱)	これまでの取組	(参考となる指標等)	H15	H21	進行 状況	環境の変化等	課題・問題点
5 事業を通じての社会貢献	(1) 環境負荷の低減	ア 排熱を利用することができる場所については、クリーンエネルギーを活用したコージェネレーションシステム(熱電併給システム)の導入によりエネルギー使用の効率化を進める	●大久保浄水場の排水処理施設においてコージェネレーションシステムを導入	★CO2削減量	—	約953t	A	●環境・エネルギー問題への対応の推進	
		イ 環境負荷の低減にかかる省エネルギーの実用化技術に目を向けて、その導入の可能性を検討する	●ポンプの回転数制御設備や高効率機器の導入	★県条例 CO2削減率 第1期計画期間：6% 第2期計画期間：15%			A		
		ウ 送水システムの再編成を含めた送水ポンプ系全体の省エネルギーについて検討、実施する	●送水管路上に圧力調整弁を設置して送水管網の区分化を実施	★配水量1m3当たり電力消費量(kWh/m3)【PI:4001】 ★配水量1m3当たり消費エネルギー(MJ/m3)【PI:4002】 ★再生可能エネルギー利用率(%)【PI:4003】 ★配水量1m3当たりのCO2排出量(g-CO2/m3/m3)【PI:4006】	0.38 1.45 0.10 152	0.36 1.39 0.00 142	A		
		エ 浄水発生土を園芸用土に再利用(リサイクル)し、市場へ供給できるよう商品化を検討する。また、工事の埋め戻し材への改良など多様な再利用方法を研究していく	●浄水発生土の有効利用を促進するため、ホームページへの掲載や、土木材料として有効利用を図るため、県土木設計単価表への掲載を実施 ●農業利用のための調査研究を実施(H18年度～H21年度)	★浄水発生土の有効利用率(%)【PI:4004】	100	100	A		
		オ 環境会計を導入し、その評価結果を公表する	●H15年度から環境会計を導入し、「環境報告書」により毎年公表				A		
	(2) 国内外への技術協力、情報発信	ア 様々な分野の研究発表会などの機会を捉え、技術の実務経験や研究成果を提供していく	●全国水道研究発表会等で研究成果を発表 ●国内への技術協力として、水道技術管理者資格取得要件となる「実務講習」の受講生受け入れを実施				A	●水道分野の国際展開 ●水ビジネス	
		イ 水道分野の研究・開発のため、浄水場の実験場所の提供等を含め参画していく	●小水力発電水車を用いたエネルギー有効利用の研究(庄和浄水場)、浄水発生土による雑草抑制効果の研究(行田浄水場)、クリプトスポリジウム自動連続測定装置開発(行田浄水場)、水道技術管理者資格取得講習会実務研修(5浄水場)に場を提供	★技術開発職員率(%)【PI:3107】 ★技術開発費率(%)【PI:3108】	0 0	0 0	A		
		ウ 海外への技術協力のため、職員の派遣や研修生の受け入れを行う	●海外研修生の受け入れを実施	★国際技術等協力度(人・週)【PI:6001】 ★国際交流数(件)【PI:6101】	0 3	0 1	C		国外への技術協力・情報発信が不十分

※進行状況 (A: 施策に取り組み一定の成果あり B: 施策を一部修正して取り組み一定の成果あり C: 施策に取り組みも期待された成果なし D: 施策に取り組んでいない)

埼玉県営水道長期ビジョンの施策に係る取組状況(6)

目標 (大柱)	施策 (中柱)	施策の展開 (小柱)	これまでの取組	(参考となる指標等)	H15	H21	進行 状況	環境の変化等	課題・問題点		
6 健全 経営 の 維持	(1) 長期的な財政 計画に基づく 経営の長期安定化	ア 長期的な財政計画を策定する	●毎年度、今後10年間の収支見通し(収益的・資本的)を作成し、料金への影響など経営に及ぼす要因を把握	★アセットマネジメント実施区分 ★営業収支比率(%)【PI:3001】 ★経常収支比率(%)【PI:3002】 ★総収支比率(%)【PI:3003】 ★累積欠損金比率(%)【PI:3004】 ★繰入金比率収益的収支分(%)【PI:3005】 ★繰入金比率資本的収入分(%)【PI:3006】 ★給水収益に対する職員給与費の割合(%)【PI:3008】 ★給水収益に対する企業債利息の割合(%)【PI:3009】 ★給水収益に対する減価償却費の割合(%)【PI:3010】 ★給水収益に対する企業債償還金の割合(%)【PI:3011】 ★給水収益に対する企業債残高の割合(%)【PI:3012】 ★料金回収率(%)【PI:3013】 ★供給単価(%)【PI:3014】 ★給水原価(%)【PI:3015】 ★水道料金 ★流動比率(%)【PI:3022】 ★自己資本構成比率(%)【PI:3023】 ★固定比率(%)【PI:3024】 ★企業債償還元金対減価償却費比率(%)【PI:3025】	— 145.7 104.0 104.0 0 3.9 27.0 6.0 24.9 40.4 41.6 552.9 99.8 62.47 62.60 572.4 51.9 186.1 102.8	128.4 104.2 104.2 0 2.3 35.5 7.6 12.9 45.9 38.5 463.8 101.6 61.78 60.84 820.7 57.0 169.2 83.7	B	●水需要の減少 ●給水収益の減少 ●アセットマネジメントの推進			
		(2) 経営効率化の推進	ア 外部委託可能な業務の更なる選別を行い、業務の委託化を推進するとともに、民間資金の活用(PFI等)を検討する	●吉見浄水場の運転管理業務の民間委託、大久保浄水場の排水処理施設の更新におけるPFIの導入を実施					A	●官民連携の推進	
			イ 業務の標準化・電子化を推進し、経営データ管理システムを導入する	●新財務オンラインシステムの導入及び固定資産管理システムのオンライン化	★職員一人当たりの給水収益(千円/人)【PI:3007】	171,209	154,555	B	●IT技術の発展	●「経営データ管理システム」の導入については検討未実施	
			ウ 第三者による経営評価を実施し、事業の効率化、合理化を図る	●H14年度から外部有識者で構成される「経営懇話会」を設置し、第三者による客観的な事業評価を実施				A			
		(3) 健全経営を支える 組織体制づくり	ア 水道専門家を養成する体制づくりの他に、受水団体からの事業委託要請にも応じられる体制づくりを進める	●H19年3月策定の企業局人材開発計画に基づき、毎年度研修計画を策定し、体系的な研修を実施	★年齢別職員構成(%) 51歳以上 40歳以下 ★職員資格取得度(件/人)【PI:3101】 ★民間資格取得度(件/人)【PI:3102】 ★外部研修時間(時間)【PI:3103】 ★内部研修時間(時間)【PI:3104】 ★技術職員率(%)【PI:3105】 ★水道業務経験年数度(年/人)【PI:3106】	— — 3.70 — — — 87.2 —	43 34 5.14 0.09 8.5 28.4 81.7 12.9	A	●水道技術者の大量退職 ●官民連携の推進	●若い世代の職員が少ない ●広域化への対応	
				イ 業務の外部委託を推進するとともに民間資金の活用(PFI等)を検討する(再掲)	●吉見浄水場の運転管理業務の民間委託、大久保浄水場の排水処理施設の更新におけるPFIの導入を実施				A		
		(4) 受水団体と連携 した水道施設整備 の合理的投資	ア 県営水道と受水団体の調整の場を設ける(再掲)	●受水団体全体会議、購入者協議会を設置し、水道事業の諸問題に関する協議・意見交換を定期的に実施 ●個別受水団体訪問を実施					A		
		(5) 適正な料金設定・ 料金格差の是正	ア 適正かつ妥当な料金制度を検討する イ 料金統一の実現を目指す	●他の水道用水供給事業者の料金制度調査を実施					C		●変動供給への対応
				●料金統一を実施(H17年4月1日)					A		

※進行状況(A:施策に取り組み一定の成果あり B:施策を一部修正して取り組み一定の成果あり C:施策に取り組みも期待された成果なし D:施策に取り組んでいない)

